

国立大学法人琉球大学教員のサバティカル制度に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学教員就業規程第15条第3項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）に勤務する教員（教授，准教授，講師及び助教をいう。以下「教員」という。）のサバティカル制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程においてサバティカル制度とは、教員の資質向上及び教育研究活動の発展を図ることを目的として、教員の従事する教育研究及び管理運営に係る職務の全部又は一部を一定期間免除し、国内外の教育研究機関等において主として研究活動に専念させる制度をいう。

(サバティカル期間)

第3条 サバティカル制度の適用を受ける期間（以下「サバティカル期間」という。）は、1回につき6ヶ月間以上1年間以内の連続した期間とする。但し、サバティカル期間終了後、定年退職までの期間が3年未満となつてはならない。

(資格)

第4条 教員として、継続勤務した期間が7年を経過した者は、サバティカル制度を利用する資格を有する。ただし、2回目以降を利用する場合の継続勤務期間については、直前のサバティカル期間の終了後から起算するものとする。

(身分)

第5条 サバティカル期間中の教員は、本法人の職員としての身分を有する。

(給与)

第6条 サバティカル期間中の教員の給与は、本給及び支給要件を満たす手当のみを支給し、その支給割合は、100分の100とする。

2 前項の規定にかかわらず、サバティカル期間中に本法人以外の教育研究機関等から給与を得る場合にあつては、本法人における給与支給割合を100分の0から100分の100の範囲内で定めるものとする。

(手続き)

第7条 サバティカル制度を利用しようとする教員は、別紙様式1（サバティカル制度利用申請書）を、所属する部局等の長の承認を得て、サバティカル制度を利用する初日から起算して原則として1年以上前までに、学長へ提出するものとする。

2 前項の部局等の長が承認を与えるにあつては、当該部局等及び関係する部局等の

教育研究及び管理運営に支障がないと認められる場合に、これを行うこととする。

(許可の基準)

第8条 学長は、次の各号に掲げる基準を満たしていると認められる教員に対し、サバティカル制度の利用を許可する。

- (1) サバティカル制度の対象者となる資格を有していること。
- (2) 十分な準備と計画がなされ、計画を実施することにより、教員の専門的な能力が向上すること。
- (3) 計画を成就する見込みがあること。
- (4) 琉球大学の教育研究の向上・発展に資すること。

(知的財産権)

第9条 サバティカル制度を利用している期間中に、国立大学法人琉球大学職務発明等規程第2条に規定する発明等を行った場合には、同規程第4条に基づき、学長に届け出なければならない。

(報告義務)

第10条 サバティカル制度の期間が終了したときは、当該期間終了後30日以内にサバティカル期間の結果について、別紙様式2（サバティカル制度利用報告書）により所属する部局等の長を経て、学長に報告するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成20年6月6日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別紙様式1 エクセル形式

別紙様式 2

平成 年 月 日

平成 年度 サバティカル制度利用報告書

国立大学法人

琉球大学長 殿

所 属

職 名

氏 名

印

研究が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 活 動 の 目 的 :

- 2 受 入 機 関 名 :

- 3 サバティカル期間 : 平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

- 4 研究活動等の概要 : 別紙のとおり

- 5 研究活動成果等の概要 : 別紙のとおり

- 6 サバティカル終了後の教育研究計画 : 別紙のとおり

注 記の 4 及び 5 の事項の詳細は、この終了届に添付すること。

4 研究活動等の概要

5 研究活動成果の概要

6 サバティカル終了後の教育研究計画